

定 款

2023年9月15日

ジオリーブグループ株式会社

ジオリーブグループ株式会社 定款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、ジオリーブグループ株式会社と称し、英文では GEOLIVE Group Corporation と表示する。

(目的)

第2条 当会社は次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む会社の株式又は持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

- (1) ベニア板、新建材、木材製品の製造、加工、輸出入及び販売
- (2) 廊下、洗面、浴室、給湯及び衛生陶器等の住宅設備機器の輸出入及び販売並びに設置
- (3) 家庭用電気製品、電子計算機・同付属装置及びソフトウェアの販売
- (4) セメント、鋼材、金具、板ガラス及びアルミサッシの販売業務
- (5) 合成樹脂製品及び原料の販売並びに製造
- (6) 製材業
- (7) 建築工事、内装工事等建設業法に定める建設工事の設計、施工、監理及び請負
- (8) 不動産の売買、賃貸借、仲介及び管理
- (9) 物置、建築用工具、庭園用資材及び園芸品の販売
- (10) インテリア用品、エクステリア用品、日用品雑貨、日曜大工用具及びスポーツ用品の販売
- (11) 愛玩動物及び動物医薬品の販売
- (12) 福祉用具の販売及びレンタル・リース業務
- (13) 一般区域貨物自動車運送事業
- (14) 生命保険の募集に関する業務
- (15) 損害保険代理業務及び自動車損害賠償保障法にもとづく保険代理業務
- (16) 総合リース業
- (17) 通信機器の設備に関する契約代行業務
- (18) 自動車販売業
- (19) 損害保険会社に対する特定金融商品取引業務の委託の斡旋及び支援
- (20) 管理医療機器（生成器、家庭用マッサージ器等）の販売
- (21) 貨物利用運送事業
- (22) 産業廃棄物の収集運搬に係る事業
- (23) 荷造梱包事業及び倉庫業
- (24) ソフトウェア、建築工法、知的財産権の開発、使用並びに使用許諾
- (25) 情報の処理、提供その他の情報サービス
- (26) コンピューターシステムの企画、設計、開発、販売及び賃貸並びに保守管理
- (27) 通信機器、設備の販売及び賃貸並びに保守管理
- (28) コンピューターネットワークの企画、開発
- (29) コンピューターネットワークを利用した商取引、決済処理に関する事務の受託及び代行
- (30) コンピューターシステムに関するコンサルティング
- (31) 住宅瑕疵担保責任保険法人が提供する商品の取次ぎ業務
- (32) 前各号に附帯する事業

2. 建築工事、内装工事等建設業法に定める建設工事の設計、施工、監理及び請負

(本店の所在地)

第3条 当会社は本店を東京都港区に置く。

(公告方法)

第4条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

(機関の設置)

第5条 当会社は、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を置く。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、47,000千株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利)

第8条 当会社の単元株式数に満たない数の株式（以下「単元未満株式」という。）を有する株主（以下「単元未満株主」という。）は、その有する単元未満株式については、次に掲げる権利以外の権利行使することができない。

（1）法令により定款をもってしても制限することができない権利

（2）株主割当てによる募集株式及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

（基準日）

第9条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記録された議決権行使することができる株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

2. 前項のほか必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

（株式取扱規程）

第10条 当会社の株式に関する取扱いは、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

（株主名簿管理人）

第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

（自己の株式の取得）

第12条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第3章 株主総会

（招集）

第13条 定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合にはいつでも招集することができる。

（株主総会参考書類等の電子提供措置）

第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（招集権者及び議長）

第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、取締役社長が招集し、その議長となる。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

（決議の方法）

第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

（議決権の代理行使）

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権行使するこ

とができる。この場合、株主又は代理人は、代理権を証する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第18条 当会社の取締役は、16名以内とする。

(取締役の選任)

第19条 取締役を選任する株主総会の決議は、議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第21条 取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。

2. 取締役会の決議により、取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長1名、及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

3. 取締役会の決議により、相談役及び顧問を置くことができる。

(取締役会の招集及び議長)

第22条 取締役会は取締役会においてあらかじめ定めた取締役が招集し、その議長となる。当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

2. 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急を要する場合はこの期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)

第23条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第24条 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第25条 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。

(取締役の責任免除)

第26条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度内において免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第27条 当会社の監査役は、3名以上とする。

(監査役の選任)

第28条 監査役を選任する株主総会の決議は、議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第30条 監査役会は、監査役の中から常勤監査役若干名を選定する。

(監査役会の招集)

第31条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急を要する場合はこの期間を短縮することができる。

(監査役会の決議の方法)

第32条 監査役会の決議は、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会規程)

第33条 監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規程による。

(監査役の責任免除)

第34条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度内において免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第35条 会計監査人の選任は、株主総会において行う。

(会計監査人の任期)

第36条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期株主総会の終結の時までとする。

第7章 計 算

(事業年度)

第37条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

第38条 当会社は、株主総会の決議により、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対して、剰余金の配当を行うことができる。

(中間配当)

第39条 当会社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対して、金銭による剰余金の配当（「中間配当」という。）を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第40条 剰余金の配当がその支払開始日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

以上

2009年10月1日制定

2010年6月29日改定

2011年6月29日改定

2015年6月26日改定

2016年6月28日改定

2018年6月26日改定

2022年6月28日改定

2023年6月27日改定

2023 年 9 月 15 日附則削除